

取組項目	経営方針 3 (2)	担当部課 (室)名	総合政策部 情報政策課
	① ICTの活用による業務の効率化		

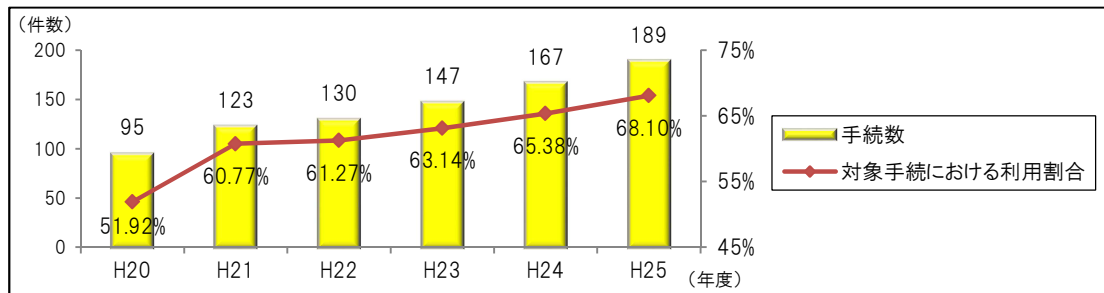
1. 現状、課題、これまでの取組状況

職員1人1台の共通事務端末や全庁を結ぶ「びわ湖情報ハイウェイ」など、行政事務の電子化の土台となる共通情報基盤を構築し、これらの情報基盤やインターネット等を用いた、行政サービスの向上や業務の効率化を進めてきました。

また、副知事をCIO（最高情報責任者）とする全庁的なITガバナンス体制のもと、最新ICTを活用した情報システムの整備を推進するとともに、各システムの構想・予算化段階の検討内容や導入後の運用状況等を把握し、情報施策に対する投資と事業実施の最適化に取り組んできました。

さらに「行政手続インターネット利用条例」に基づき、各種業務においてオンライン手続の実施を進めるとともに、様々な事業でオンライン手続を随時・柔軟に実施できる「しがネット受付サービス」の整備などにより、オンラインサービスの利用拡大に努めてきました。

(オンラインサービス実施状況)



今後、電子化による県民の利便性向上と業務の効率化を一層進めていくためには、モバイル情報機器（スマートフォン、タブレット端末など）やソーシャルメディア（SNS、動画配信など）など、新たなICTの動向に注目していく必要があります。

また、社会保障・税番号制度に基づく個人番号（マイナンバー）の導入に伴い、国や地方自治体等の間で個人情報の電子的な照会・提供の仕組みが導入されるほか、各自治体でもマイナンバーを独自に利用した事務処理が可能になることから、有効な活用方策の検討を進める必要があります。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

ICTに関わる新たな技術やサービスを積極的に活用することにより、行政サービスの充実や県民の利便性向上を図ります。また、業務の効率化とコストの削減に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

①行政サービスの電子化の促進

電子化を見据えた業務の見直し・変更を進めるとともに、共通情報基盤の整備・強化を進めます。

ICTの新たな技術やサービスを検証し、効果が期待できるものは順次導入します。また、セキュリティ面等の課題を踏まえ、必要な対策を講じます。

県民の利便性や行政サービスの向上に繋がるマイナンバーの独自利用を検討します。

②情報システムの改革

業務のシステム化および既存システムの更新では、導入・運用管理に係る業務の省力化とコストの削減を目的とした、既存のパッケージソフトや民間クラウドサービス、共通情報基盤の利用促進を図ります。

③システム評価に重点を置いたPDCAサイクルの再構築




システムの導入や改修に対する投資判断に繋がる、効果の測定ならびに評価に取り組めます。

システムの利用継続に対する投資判断に繋がる、システムの必要性や運用状況の妥当性の検証ならびに評価に取り組めます。

(3) 目標

- ・ 情報システム評価制度に基づく全システムの評価および結果の公表（平成 30 年度までに達成）
- ・ A S P、クラウドサービスの利用率* 10%
※平成 27～30 年度に実施されるシステム新規開発・再構築における A S P、クラウドサービスの利用割合

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取 組 内 容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①行政サービスの電子化の促進		I C T 新技術・サービスの検証～導入 ※W e b 会議システム、リモート接続環境 等			
					
②情報システムの改革		クラウドサービス等の積極的な活用			
					
③システム評価に重点を置いた P D C A サイクルの再構築	システム情報資産の把握・整理	効果測定、評価の試行	P D C A サイクルの見直し・再構築		
					

取組項目	経営方針 3 (2)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 総務部 経営企画・協働推進室 総務部 総務事務・厚生課
	②民間活力活用の推進		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

民間のノウハウや技術を活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、アウトソーシング、PPP/PFI、指定管理者制度等による民間活力活用の推進を図ってきました。

アウトソーシングについては、コストの縮減等の効果が見込まれることから、既に窓口業務や文書収発業務、守衛業務等で導入してきたところですが、さらなる導入拡大にあたっては、メリット、デメリットを総合的に勘案しながら、導入可能な事務がないか検証する必要があります。

PPP/PFIについては、情報収集を行うとともに、平成26年3月に滋賀銀行と締結した「地域密着連携協定書」に基づき、公共施設の更新・再配置等の官民連携手法について協働研究を行っています。

指定管理者制度については、公の施設の管理運営に民間のノウハウを活用することなどにより施設の機能の向上と経費の節減を図るため、本県では平成18年度から制度を導入しています。これまで、順次制度導入施設を拡大してきたほか、導入施設においては公募による指定を行う施設を拡大してきました。課題としては、制度の導入から9年が経過し、特に経費節減の面で効果が出る中で、指定管理者制度の趣旨に沿った経営努力に対応する適切なインセンティブや県との役割分担等を検討する必要があります。また、公の施設の老朽化対策にも取り組む必要が生じています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

民間が持つノウハウや技術を活用し、コスト縮減、一時期に集中する行政需要への対応、地元企業活性化等の効果を上げるため、民間活力活用の推進を図ります。

(2) 具体的な取組内容

- ①アウトソーシングの導入拡大の検討
各年度の予算編成や執行体制の検討を行う際、他自治体における取組等を参考に、本県で導入可能な事例を洗い出して、導入拡大に向けた検討を行います。
- ②PPP/PFIに関する情報収集・研究の実施
企業と締結した「地域密着連携協定書」に基づく協働研究を継続的に実施するとともに、庁内でPPP/PFIに関する情報共有を図ります。
- ③指定管理者制度の見直し
指定管理者への適切なインセンティブのあり方や、施設の老朽化対策に関する県との役割分担等について、制度の見直しを行います。併せて、指定管理者制度の導入施設および公募対象施設の拡大に向けて、引き続き検討を行います。

(3) 目標

- ・総務事務の集中処理に係るアウトソーシングの導入の検討 平成29年度中に方針を決定
- ・指定管理者制度の見直し 平成27年度上半期に実施

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①アウトソーシングの導入拡大の検討 (総務事務)		導入の検討・実施			
	総務事務集中処理の開始	アウトソーシング導入の検討		方針決定	
②PPP/PFIに関する情報収集・研究の実施	継続実施				
③指定管理者制度の見直し	検討	制度の運用			

取組項目	経営方針 3 (2)	担当部課 (室)名	総合政策部 情報政策課 総務部 人事課 総務部 経営企画・協働推進室
	③作業等の省力化、仕事の進め方の改善、 時間外勤務の縮減		
1. 現状、課題、これまでの取組状況			
<p>業務の効率化や仕事の省力化を推進するため、「しごと効率化のためのヒント」や業務効率化に資する事例等を紹介する「しごと効率化のススメ」、各所属が作成・保有する業務マニュアル等の相互活用を目的とした「業務マニュアル一覧表」や庶務事務の処理のポイント等をまとめた「庶務事務の手引」の作成などに取り組んできました。</p> <p>また、定時退庁や朝礼・終礼、勤務時間の割り振り変更等の時間外勤務縮減の取組を実施しました。</p> <p>さらに、会議に係る旅費節減および移動時間削減、日程調整の円滑化を目的として共通事務端末等を用いて遠隔地間で会議等が行える「Web会議システム」を平成26年11月から導入しました。</p> <p>今後、公務能率向上や職員の健康管理等の観点から時間外勤務の縮減に向けた一層の取組が必要となっています。</p>			
2. 計画期間中における取組			
(1) 基本的な考え方			
<p>事務・作業等については、実施方法や継続の必要性等について検討を行い、見直しや省力化を図ることにより、業務の縮減を図り、特に全庁にまたがる事務・作業については、効率的な実施方法や受け手側の負担軽減等を十分検討した上で、実施することを徹底します。</p> <p>また、朝礼・終礼の実施による時間管理や、地方機関とのオンラインによるWeb会議の運用、定型業務に係るマニュアルの共有等、仕事全般に係る効率化を推進します。</p> <p>こうした取組等により、時間外勤務の縮減を図ります。</p>			
(2) 具体的な取組内容			
①業務効率化に係る啓発			
事務・作業等の実施に当たっては、必要性や実施方法の省力化等を十分検討することを徹底するなど、業務効率化に取り組めます。			
新②業務効率化に資する職員研修の実施			
タイムマネジメントや資料作成技術など業務効率化に資する職員研修を実施します。			
③定型業務の処理手順の標準化			
「業務マニュアル一覧表」や「庶務事務の手引」について随時更新を行うなど、定型業務の処理手順の標準化に取り組めます。			
④Web会議システムの運用			
システム利用を促進し、会議に係る移動時間の削減等に努めるとともに、必要に応じてシステム機能の拡充を検討します。			
⑤定時退庁および朝礼・終礼、勤務時間の割り振り変更等の実施			
計画的・効率的な業務遂行に役立つ定時退庁や、業務管理や時間外勤務の必要性の確認に役立つ朝礼・終礼の徹底、勤務時間の割り振り変更などの取組を実施します。			
(3) 目標			
<ul style="list-style-type: none"> 職員1人あたり時間外勤務時間数（知事部局）（災害対策業務等を除く） 平成25年度 15.3時間/月 → 毎年度 14時間未満/月 Web会議システム利用回数（平成26年度導入） 平成30年度 年間128回以上 			

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①業務効率化に係る啓発			継続実施		
②業務効率化に資する職員研修の実施			職員研修の実施		
③定型業務の処理手順の標準化		「業務マニュアル一覧表」等の周知、必要に応じて更新			
④Web会議システムの運用	調達・導入、運用	利用頻度や要望に応じて同時接続可能数の拡充等を検討			
⑤定時退庁および朝礼・終礼、勤務時間の割り振り変更等の実施			継続実施		

取組項目	経営方針 3 (2)	④行政の危機管理の徹底、事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進	担当部課 (室)名	知事直轄組織 防災危機管理局 総合政策部 情報政策課 総務部 経営企画・協働推進室
1. 現状、課題、これまでの取組状況				
<p>大規模な自然災害の発生やシステム障害等の情報セキュリティに関する事案、さらには、各行政分野における様々な危機事案に適切かつ迅速に対応できるよう、次のような取組を進めています。</p> <p>(1)大規模地震への対応</p> <p>大規模地震の発生時に県民の生命・財産等を守り、社会・経済に生じるおそれのある支障を緩和・解消するため、制約された環境の中で様々な業務を遂行する必要があります。</p> <p>そのため、災害時に優先される業務の実施に関する基本的な考え方および必要な体制整備について定めた滋賀県業務継続計画（震災編）を平成 23 年度に策定しました。</p> <p>また、滋賀県業務継続計画（震災編）に基づき、部局版業務継続計画（震災編）を平成 24 年度に策定、平成 26 年度には地方機関版業務継続計画（震災編）を策定予定です。</p> <p>(2)ICTに関するリスク管理</p> <p>ICTの積極的な導入により、行政サービスの向上、利便性および効率性の向上等を図る一方で、ICTの利用により拡大するリスクに対して、次のような取組を実施してきました。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(想定されるリスク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害による情報通信ネットワークの遮断およびシステムの停止 ・大規模災害およびパンデミック等発生時に職員が登庁できないことによる業務の停止 ・コンピュータウイルス、外部からの侵入・攻撃、職員の誤操作等による情報漏えい、情報消失およびシステム停止 </div> <p>(これまでの主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・びわ湖情報ハイウェイの構築および運用 ・コンピュータウイルス対策の実施 ・データセンターの利用 ・メール利用による誤送信、情報漏えいリスクに対する対策の実施 ・職員認証基盤、ファイルサーバの導入 ・リモート接続環境の整備（大規模災害時等登庁できない職員が自宅等のパソコンから庁内システムに接続できる環境を整備し、平成 26 年度から試験運用を開始） ・情報セキュリティポリシーの制定と内部監査の実施 <p>(3)その他のリスクへの対応</p> <p>それぞれの行政事務に関して起こりうる危機事案をあらかじめ想定した上で、未然防止や発生後の迅速な対応を図るため、研修会の開催、対応策の検討、マニュアルの整備等の取組を各所属で実施しています。</p>				
2. 計画期間中における取組				
(1) 基本的な考え方				
<p>大規模地震の発生時にも県として遂行すべき業務を的確に実施するため、業務継続計画の実効性の確保・向上等に努め、危機管理の徹底を図るほか、情報通信ネットワークおよび情報システムの耐災害性の強化、情報漏えいリスクに対する人的および技術的対策の強化を図ります。</p> <p>また、その他の行政分野においても、未然防止や発生時の迅速な対応を図る観点から、それぞれの業務の特性に応じた危機管理を徹底します。</p> <p>さらに、事務処理誤りや不適正な業務処理等の防止に向けて、各所属におけるチェック体制の強化等を図ります。</p>				
(2) 具体的な取組内容				
<p>①各業務継続計画（震災編）の更新</p> <p>防災基本計画、地震被害想定、各所属の体制等の変更に伴い、適時に各業務継続計画（震災編）を更新し、業務の継続性を確保します。</p>				

②各業務継続計画（震災編）の職員への周知および同計画に基づく訓練の実施

各所属で実施する職場研修などを通じて、業務継続計画（震災編）を職員へ周知することで、職員の理解を深め、業務の継続性の向上に努めます。また、災害時に優先される業務を的確に実施するため各所属で訓練を実施し、能力向上に努めます。

③びわ湖情報ハイウェイの耐災害性の向上

びわ湖情報ハイウェイの通信拠点として「サブセンター」を新たに整備し、インターネット接続点を分散させることで、大規模災害時における外部との通信の確保を図ります。

また、現在のびわ湖情報ハイウェイは平成 30 年度に更新時期を迎えることから、危機管理のための新しい技術やサービス等の調査・研究を行い、ネットワークの再構築を図ります。

新④リモート接続環境の整備

庁外（自宅その他遠隔地）から庁内システムの利用が可能となるリモート接続環境を整備し、大規模災害およびパンデミックの発生により登庁できない場合でも、必要な業務の執行および情報システムの保守が可能ないようにします。

⑤大容量ファイル転送システムの整備

メールシステムでは送れない大容量のファイルを安全に外部へ送信できるシステムを整備し、情報の誤送信および情報漏えい等の防止を図ります。

⑥各行政分野におけるリスク管理

各行政分野において、起こりうる危機事案をあらかじめ想定し、未然防止ならびに発生時の被害の最小化、迅速な対応を図る観点から、各種の取組を推進します。

⑦事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進

事務処理誤りや不適正な業務処理等の防止に向けて、各所属において、対応マニュアルの整備やチェック体制の強化等を図るとともに、万一、発生した場合は、原因や対応策について全庁的に情報共有を図り、再発防止に努めます。

(3) 目標

・各業務継続計画（震災編）の更新	随時	
・各業務継続計画（震災編）の職員への周知	全職員への周知	
・各業務継続計画（震災編）に基づく訓練の継続実施	随時	
・びわ湖情報ハイウェイの障害による業務への重大影響の発生件数		0 件
・職員認証基盤、ファイルサーバ、県ホームページ等重要システムの障害による業務への重大影響の発生件数		0 件
・ウィルス感染、外部からの攻撃・侵入、誤操作等に起因する情報セキュリティ事故または事件（情報漏えい、情報消失、情報改ざん、システム停止等）の発生件数		0 件

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①各業務継続計画（震災編）の更新					
②同計画の職員への周知および訓練の実施			継続実施		
③びわ湖情報ハイウェイの耐災害性の向上					
・サブセンター設置	県内遠隔地にサブセンター設置、緊急時対応手順作成		緊急時対応手順の確認・改善		

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
・びわ湖情報ハイウェイ再構築 (次期ネットワークの構築)				再構築仕様等検討	再構築契約締結、再構築着手
④リモート接続環境の整備	リモート接続環境の整備、試行運用開始	本格運用開始、新たな利用場面調査、利用拡大検討		運用継続	
⑤大容量ファイル転送システムの整備	システム整備、運用開始		運用継続		
⑥各行政分野におけるリスク管理	未然防止、発生時の被害の最小化・迅速な対応を図るための取組の推進				
⑦事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進	対応マニュアルの整備、チェック体制の強化、発生時の情報共有等				

取組項目	経営方針 3 (2)	担当部課 (室)名	土木交通部 監理課
	⑤入札および契約に関する制度の適正化 (公共工事)		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

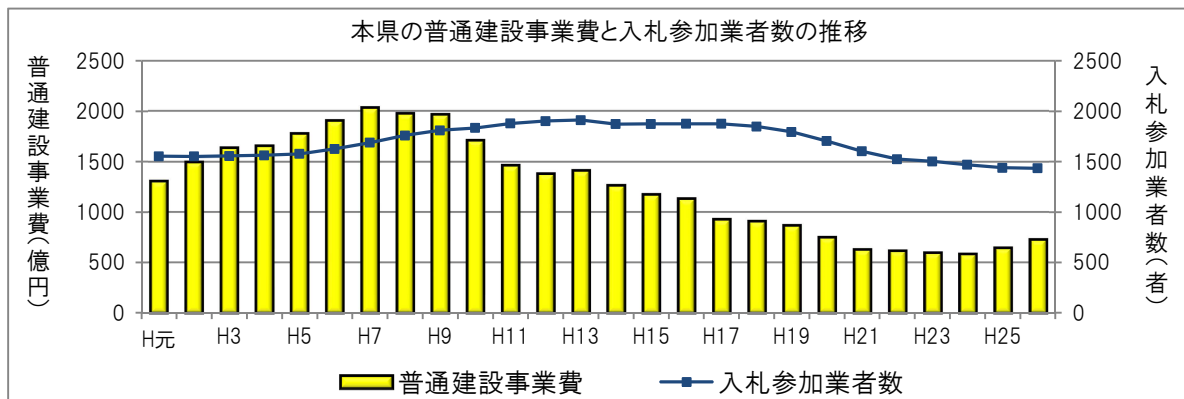
(1)取組状況等(平成 23～26 年度)

総合評価方式による入札の対象工事の拡大と評価項目や配点、運用の見直しを実施したほか、最低制限価格制度および低入札価格調査制度において、平成 24 年 5 月に算定式を公表するとともに、平成 25 年 6 月には一般管理費等の算入率を引き上げました。

また、入札手続きの簡素化、情報公開システムの検索機能の向上などにより電子入札システムの再構築を図り、さらなる契約事務の透明性、公平性の向上を図りました。

(2)環境変化

県の普通建設事業費は、平成 7 年度の 2,036 億円をピークに年々減少し、平成 25～26 年度は緊急経済対策等によりやや持ち直したものの、平成 26 年度は 730 億円で、ピーク時の 35.9%にまで落ち込んでいます。一方、県の工事入札参加登録業者は、平成 13 年度の 1,913 者をピークに徐々に減少しているものの、平成 26 年度現在 1,435 者とピーク時の 75.0%に止まり、この結果、行き過ぎた価格競争を招いています。



平成 25 年 5 月に滋賀県建設産業活性化推進検討会を立ち上げ、若手や女性技術者との座談会やアンケート調査等を通じて、建設産業が抱える課題について検討を行い、課題への対応について取組を進めてきました。

公共工事の品質確保とその担い手中長期的な育成・確保の促進を目的に、品質法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）が改正され、基本理念の明記、発注者責務を明確化、多様な入札契約制度の導入・活用が規定されました。また、品質法の基本理念を実現するために、入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）および建設業法も併せて改正されました。

(3)課題

行き過ぎた価格競争により、元請業者の利益率を押し下げ、下請業者や専門業者へのしわ寄せや賃金の低下、長時間労働や土・日労働など休暇が取りづらいなど、現場の技術者・技能者にとって厳しい労働環境となっています。

この労働環境は、若年者層の建設業離れを招き、技術者・技能者の高齢化が進行する原因となっており、建設産業の役割である地域の社会資本の整備・維持・更新、災害対応等に支障が生じるおそれが出てきています。

2. 計画期間中における取組

(1)基本的な考え方

法改正やこれに伴う基本方針、指針の改正等を踏まえ、これまで実施してきた公共工事の品質確保、入札契約制度およびその運用の適正化に加え、若手・女性技術者等の公共工事の担い手中長期的な育成・確保に配慮して、入札契約制度の改善や工夫等を継続的に実施します。

(2) 具体的な取組内容

①入札契約制度の改善や工夫等

入札参加資格（地域指定、工事実績要件および技術者資格等）の改善や工夫、および多様な入札契約方式の導入等について検討します。

②総合評価方式の見直し等

総合評価方式のタイプの追加や評価項目の変更等について検討します。

③県内事業者の受注機会の確保等

県内業者への優先発注や総合評価方式等により県内事業者の受注機会の確保や下請への参加、県産材の利用促進を図ります。

(3) 目標

- ・ 毎年度の見直し・改善による一層適切な入札契約制度等の構築

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①入札契約制度の改善や工夫等		国および他府県の入札契約制度等改正の動向分析、本県への適用検討（毎年度実施）			
②総合評価方式の見直し等		入札契約制度等の見直し検討 [見直しの実施、見直し結果の分析・評価、さらなる見直しの検討]（毎年度実施）			
③県内事業者の受注機会の確保等		県内業者優先発注、県産材の利用促進等（毎年度実施）			

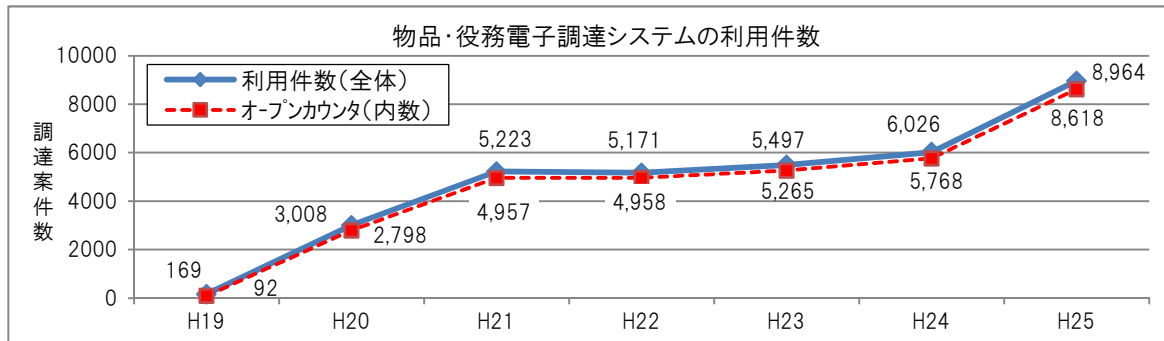
取組項目	経営方針 3 (2)	担当部課 (室)名	会計管理局 管理課
	⑤入札および契約に関する制度の適正化 (物品、役務・委託)		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

(1)物品・役務電子調達システム

平成 23 年 7 月より物品・役務電子調達システムの開発を行い、平成 24 年 8 月より物品の調達から運用を開始し、競争性、透明性の高い公募型見積合せ（オープンカウンタ）の徹底を図っているほか、平成 25 年 10 月から電子調達システムの利用を役務・委託の調達（一般競争入札および指名競争入札）に拡大しました。

新システム導入後（平成 24 年 8 月以降）、オープンカウンタの利用が伸びていますが、今後ともシステム利用の徹底を図っていく必要があります。



(2)社会政策等の推進に配慮した入札の実施

契約事務については、透明性、公平性、競争性の確保のため一般競争入札が原則ですが、価格だけで相手方を決定せず、環境配慮、障害者雇用、次世代育成などの社会政策に着目した契約事務を推進しています。グリーン入札制度、ナイスハート物品購入制度、社会政策推進に配慮した入札等実施要領等を運用していますが、今後、保護観察対象者等の就労促進等、国や県が推進する重要な社会政策への入札契約事務の側面からの支援も新たな課題となっています。

2. 計画期間中における取組

(1)基本的な考え方

調達・契約等における透明性、公平性、競争性の確保および社会的要請、中小企業育成等に配慮しつつ、引き続き入札・契約に関して制度や運用の適正化を図ります。

(2)具体的な取組内容

①入札・契約事務の透明性、公平性、競争性の確保

引き続き指名競争入札から一般競争入札への移行を進め、随意契約を行う場合は、「随意契約事前チェックリスト」を活用し、真にやむを得ない場合に限ることとします。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、5 万円を超え 160 万円までの物品の随意契約においては、電子調達システムによるオープンカウンタの利用を徹底します。

毎年度四半期毎に工事、物品および委託に係る契約方法別（随意契約の場合は「プロポーザル」、「2 者以上見積」および「1 者見積」に区分）契約状況実態調査を継続して実施します。

②調達・契約における社会的要請への適正・的確な対応

グリーン購入・グリーン入札の適正・的確な運用により、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者から優先的に物品等の調達を行います。

ナイスハート物品購入制度の的確な運用により、積極的に障害者を雇用している事業者や、福祉的就労の取組を行っている障害者支援施設等から優先的に物品等の調達を行います。

県内中小企業者・官公需適格組合等の育成、受注機会の確保・増大に向け、可能な限り県内事業者からの調達を基本とします。

ワーク・ライフ・バランス、次世代育成支援、高齢者雇用確保、障害者雇用等、県が推進する重要な社会政策に対する事業者の取組について落札者決定基準等での評価を付加します。

(3) 目標

- ・調達・契約における社会的要請等に配慮しつつ、入札・契約事務の適正運用を徹底し、定期的に契約状況調査結果（公共工事を含む。）を公表
- ・物品（文具・紙・事務機器、印刷・製本、車輛等）のグリーン購入率
平成 25 年度実績 91.26% → 平成 30 年度 96%

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①入札・契約事務の透明性、公平性、競争性の確保		一般競争入札、オープンカウンタの徹底、 契約状況調査の実施			
②調達・契約における社会的要請への適正・的確な対応		グリーン購入・グリーン入札、県内中小企業者の受注機会確保、社会的要請への対応			

取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室 関係所管課
	⑥出資法人の経営改善、自立性拡大の推進			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

県では、出資法人について平成9年度以降数次にわたり見直しを行い、これまでに、廃止または統合により26法人が減少したほか、出資法人の組織体制や県の財政的関与の縮小等を推進してきました。直近では、平成21年度に策定した「外郭団体見直し計画」（計画期間：平成21年度～平成26年度）に基づき、さらなる廃止や統合、新公益法人制度への移行、県の支援の縮小等を行ってきました。

[平成21年度以降の主な取組結果]

- (1) 法人の廃止等 出資法人の数は、2割以上減少（30団体→23団体）
- (2) 職員数の見直し 出資法人の職員は、約3割減少（910人→643人）
また、出資法人に対し県が派遣する職員は、約3割減少（110人→78人）
- (3) 累積欠損等の解消 債務超過法人は5団体→1団体に、累積欠損法人は6団体→4団体に減少

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

出資法人の存廃等に係る量的な見直しについては、「外郭団体見直し計画」等の取組の下で一定程度達成されたことから、今後は、出資法人がより効率性、柔軟性、専門性等を發揮した運営を行うよう、法人の自立性の向上に重点を置いた関与を行います。なお、経営状況に課題があり「外郭団体見直し計画」において抜本的経営見直しの方針が示された出資法人、縮小の方針が示されたものの取組未了の出資法人等については、引き続き、重点的に関与します。

また、法人の経営および県の関与に係る情報について、一層の透明性の向上を図ります。

(2) 具体的な取組内容

出資法人の経営改善等に関する県の基本的な考え方（後掲）に沿って取組を進めます。

①出資法人ごとの取組の進捗管理

出資法人への関与を行うにあたり、出資法人ごとの実施計画を定めて進捗管理を行います。

新②経営評価の実施および公表

出資法人の経営状況の把握および県の関与のあり方の検討に資するよう、毎年度、各出資法人について県および出資法人自身による経営評価を行うとともに、その内容を公表します。

新③担当職員の研修受講促進

会計や財務等の研修を受講することにより、出資法人所管課の職員の能力向上を図ります。

(3) 目標

- ・ 経営評価の実施 平成27年度から実施、公表
- ・ 県以外の者からの収入の拡大 平成30年度において平成25年度より拡大
- ・ 所管課の担当職員の会計、財務等に関する研修の受講率 平成26年度 27% → 毎年度 80%以上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①出資法人ごとの取組の進捗管理		各法人の取組に係る進捗管理			
②経営評価の実施および公表		評価の実施および公表（毎年度）			
③担当職員の研修受講促進		研修に係る情報提供および受講の促進			

出資法人の経営改善等に関する県の基本的な考え方

I 経営改善等の必要性

出資法人（県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設立された法人を除く。）をいう。以下同じ。）は、県から独立した組織としての効率性や柔軟性、機動性等を活かして県の施策目的を効果的に推進する観点から、県がその設立に関わり、これまで必要に応じて人的あるいは財政的側面から関与を行ってきました。

一方、県は、限られた資源でどのような施策をどの程度実施するかという視点で行政経営を進めることが求められており、現場のニーズに即した効率的で効果的な行政サービスを実現する観点から、不断の改革に取り組まなければなりません。

こうした中、出資法人については、平成9年度から数次にわたる見直しに取り組み、改革の成果を上げてきたところです。

県は、公共サービスの一層効果的で効率的な提供を実現する観点から、今後も、出資法人の経営改善、自立性の拡大および透明性の向上について積極的に取り組みます。

II これからの出資法人のあり方と県の関与について

出資法人と県の関与のあり方については、県民にとってより効果的かつ効率的な公共サービスの提供という観点から、次のような方向を目指します。

1 今後の出資法人のあり方

(1) 自立した経営機能の発揮

これまで出資法人は、行政が担うべき分野の拡大や業務量の増大等に対応して行政を補完、代替、支援する役割を果たしてきたことから、人的、財政的に県への依存度が大きくなる傾向にありましたが、新公益法人制度への移行を踏まえ、自主的、主体的な経営が求められるようになっていきます。

そのため、今後は、県の人的、財政的支援に過度に依存することなく、自らの経営感覚を活かせる自立した経営体に転換していくことを目指します。

(2) 環境変化に対応しうる経営の確立

近年の社会経済情勢の変化は著しく、出資法人の運営にも大きな影響を及ぼすようになっていくことから、公共的分野における民間活動の担い手として出資法人が継続的に活動を展開していくためにも、出資法人自らが社会経済情勢の変化に機敏に対応して事業の見直しを行い、出資法人の目的に沿った多様な活動を自主的かつ効果的に展開できる経営の実現を目指します。

(3) 透明性の確保

出資法人は、県組織の外部にあって業務の執行について高い柔軟性を有する反面、その活動内容等については、県民から見えにくい状況にあることから、財務状況だけでなく、組織や活動の成果なども含め、実態を県民が容易に把握できるよう、透明性の更なる向上を目指します。

2 県の関与のあり方

(1) 役割と責任の明確化

出資法人は、県から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任はもとより経営者に帰するものですが、県の施策目的を達成するため出資法人の実施している事業について県が一定の関与を行っている場合は、県と出資法人における責任の所在が不明確になりやすいことから、県は、人的、財政的関与の縮小を図るとともに、あらかじめ出資法人との役割分担とそれぞれの責任を明確にします。

(2) 適切かつ効果的な連携協力関係の構築

県は、出資法人の自主性や主体性を尊重しつつ、効果的に目的が達成できるよう、出資法人との連携、協力を図ります。

(3) 経営状況の的確な把握

県は、出資者として出資法人が抱える課題に対して迅速に対処する必要があるため、監査、報告徴収その他の手段によりその経営状況を適時的確に把握、評価するとともに、県民にもその状況をわかりやすく伝えます。

III 出資法人の経営改善の推進

出資法人が公共的活動の担い手としてその役割を發揮していくためには、健全な財務状況を確保しつつ、より効果的かつ効率的な活動が展開できるよう出資法人の経営改善を推進することが必要

です。

このため、県は、出資法人の自主性を尊重しつつ、出資者として次の事項について、出資法人への要請も含めて取り組みます。

1 自主的・自立的経営の推進

(1) 組織体制

① 出資法人が県から独立した経営機能を発揮するためには、県の人的関与を可能な限り縮小する必要があることから、出資法人の代表者への知事および副知事の就任については、事業を円滑に推進していくためやむを得ない場合を除き、原則として廃止する方向で引き続き見直します。

また、県職員の出資法人への派遣については、出資法人の要請に基づき必要最小限の範囲にとどめることとするほか、県退職職員の役職員への就任についても、出資法人の要請に基づくことを基本とするとともに、その透明性の確保に努めます。

さらに、外部から専門性や経験に優れた人材を出資法人の役職員に積極的に登用する取組も促します。

② 出資法人の経営状況等の正確な把握を行うためには、財務諸表の適正性の確保が前提となることから、出資法人による財務諸表の作成等に当たり、公認会計士その他の企業会計等に通じた者による監査、確認、指導または助言を受けることとなるよう取り組みます。

(2) 財政基盤の強化等

① 出資法人の自主性を高めるためには財政の自立性を高めることが必要不可欠であり、出資法人の継続的な活動を確保する観点からも、県の補助金等や受託事業による財政支援に過度に依存しない財務体質を確立することが極めて重要です。

このため、公益法人制度改革による税制優遇措置を活用した民間資金の導入や事業収入の確保等を積極的に推進し、補助金等による県の財政的関与を縮小していくとともに、基本財産等法人経営の基礎となる財産についても民間資金の積極的な導入により財政基盤の強化が図られるよう取り組みます。

② 出資法人に対して公的支援を行う場合には、出資法人の債務に関する損失補償（道路公社および土地開発公社に対する債務保証を含む。以下同じ。）は、これを行わないことを原則とします。ただし、他の方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要なやむを得ず行う場合には、損失補償契約の内容、損失補償を行う特別の理由、対象債務の返済の見通し、損失補償を行っている債務を当該地方公共団体が負うことになった場合の影響等を、議会・住民等に明らかにするものとします。

③ 出資法人に対する短期貸付け（同一年度に貸付けと返済の双方が行われる貸付けをいう。）を反復継続して実施している場合には、当該出資法人が県からの借入れの縮小に取り組むことを基本として、早期に改善するよう努めるものとします。

④ Ⅲ 5 に規定する重点的に関与を行う出資法人について財政的・人的支援を継続する場合には、県の支援の上限や期限、支援を再検討する要件等の取決めについて検討を行います。

2 経営見通しと目標を明らかにした経営計画の策定

出資法人が健全な経営を確保し、自らの目的に沿ってその活動を効果的に展開していくためには、将来的なあり方も含め、中長期的な視点をもって経営に当たることが極めて重要です。

このため、出資法人において経営全般にわたる中長期的な目標とそのための取組を明らかにした3年から5年程度の計画を策定するとともに、それをもとに、毎年度、具体的な年度目標を定めて効果的な経営が行われるよう取り組みます。

3 経営評価の実施

より効果的な事業展開を行うためには、活動の成果を適切に把握、評価し、次の取組に活かしていくマネジメントサイクルを確立することが極めて重要です。

このため、中長期的な計画や毎年度の目標をもとに、出資法人自らが経営状況や活動状況等について点検評価し、達成度や課題等を明らかにして改善につなげるため、経営評価を実施するよう取り組みます。

また、県としても、出資法人の経営状況や活動の実態、点検評価の結果などを適切に把握し、その内容について経営評価において出資者として評価し、必要な対応を行います。

4 情報公開の推進

県が関与している出資法人については、財政健全化法の施行などを背景として県民の関心も高

まっていることから、出資法人の活動状況や財務状況のほか、経営評価なども含め、出資法人自らがインターネットなど様々な媒体を用いて積極的に情報を提供するよう取り組みます。

また、県としても、出資法人に関与している立場から、その状況を総括的に県民に分かりやすく情報提供します。

5 重点的な関与の対象となる出資法人

次に該当する出資法人については、県民ニーズに即して必要な行政サービスを効果的、効率的に提供する観点および県財政への影響を回避する観点から、県は、出資法人が役割の見直しや経営状況の改善に向けて積極的に取り組むこととなるよう、重点的に関与を行います。

- (1) 現在の社会や県民のニーズに十分適合しないもの
- (2) 出資法人以外の者により適切に代替されうるもの
- (3) 公共性または公益性に乏しいもの、これらが著しく低下したもののその他の県が支援を行う政策的必要性の低いもの
- (4) 他の事業手法と比べて費用対効果に乏しいもの
- (5) 債務超過であるもの
- (6) 「外郭団体見直し計画」の終了後も継続して経営状況や取組の状況を注視する必要がある次のもの
 - ① 上記計画において「抜本的経営見直し」とされたもの
 - ② 上記計画において「縮小」とされた出資法人で、取組が未了であるもの

IV 経営改善等を進めるに当たって

1 出資法人採用職員の雇用問題への対応

出資法人の経営改善等に伴う出資法人採用職員の雇用問題については、県から独立した経営体として、当該出資法人が主体的に対応することが基本となりますが、設立や運営に県が相当の関与をしてきた出資法人については、職員の再就職等に向けた出資法人の取組に対し、県民の理解が得られることを基本に、全庁横断的に県として可能な方策を検討し、計画的に取り組めます。

2 改革の推進に向けた仕組みの構築

出資法人の経営改善等は、出資法人の主体的な取組として行われるべきものですが、着実に進めていくためには、各出資法人の理解と協力を得ながら、出資者として必要な対応を行う必要があります。共通した課題も想定されることから、県全体としての方針をもとに、進行管理や先進的な取組事例など、情報の共有化を行いながら取組を推進する体制を整備し、効果的に改革を進めます。

3 制度等の枠組みにとらわれない改革の推進

出資法人の中には、法律や国の方針等をもとに、全国的な枠組みとして各都道府県に設置されているものがありますが、出資法人の実態等から見直しが必要なものについては、そうした制度等の枠組みにとらわれることなく、国等関係団体に積極的に提案をするなど、あくまでも県民の視点に立って改革を進めます。

4 機動的な計画の見直しの実施

出資法人のあり方については、社会情勢等の変化に対応して適時に見直しを行う必要があることから、活動内容や経営の実態等を踏まえ、計画を機動的に見直して取組を進めます。

各出資法人に係る計画

1 公益財団法人 滋賀県環境事業公社

出資法人の基本的な方針						
「クリーンセンター滋賀」の運営について、平成 28 年度までは現中期経営計画に基づく取組を継続し、それ以降の施設運営のあり方については、平成 28 年度に県が策定する「第四次滋賀県廃棄物処理計画」で示す将来的な県の産業廃棄物処理の方向性を踏まえ、平成 29 年度以降を対象とした次期中期経営計画で定めます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 現中期経営計画の目標を達成します。[出資法人]	中期経営計画に基づく取組の実施 →					<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率 平成 25 年度 28.7% → 平成 28 年度 50%以上 ・県出えん額 平成 25 年度 9.5 億円 → 平成 28 年度 5.6 億円 ・将来的なあり方についての方向性決定および県の支援のあり方等の決定 平成 28 年度 ・中期経営計画の策定 平成 28 年度 ・廃棄物処理料金体系の再構築 平成 27 年度 ・排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討 平成 28 年度に策定する次期中期経営計画に反映
② 平成 28 年度に策定する第四次廃棄物処理計画において、県内の産業廃棄物の将来推計結果等を踏まえ、公的関与による産業廃棄物処分場の将来的なあり方について方向性を定めます。[県] 併せて、出資法人に対する県の支援のあり方等をこの作業の過程で検討します。[県]	基本調査の実施 →	次期廃棄物処理計画における方向性、県の支援のあり方等の検討 →				
③ 県が策定する第四次廃棄物処理計画の内容を踏まえ、次期中期経営計画を策定します。[出資法人]			次期中期経営計画の策定 →	次期中期経営計画に基づく取組の実施 →		
④ 廃棄物処理料金体系の再構築を行います。[出資法人]		料金体系の再構築 →				
⑤ 排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討を行います。[出資法人]		排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討 →				

2 一般社団法人 滋賀県造林公社

出資法人の基本的な方針						
平成 23 年 成立の特定調停により債務を整理しましたが、林業採算性の悪化傾向に歯止めはかかっていません。一方で、森林の持つ水源涵養機能や県土保全機能等の発揮に対するニーズは増大傾向にあります。経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」に基づき、公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進、収益性の高い木材の生産と販売を推進し、健全な公社経営を確保します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 次期中期経営改善計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営改善計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施			・ 中期経営改善計画の策定 平成 27 年度 ・ 県の支援のあり方（方向性）等の決定 平成 27 年度
② 分収造林契約の変更について、引き続き粘り強く取り組み、伐採への影響を最小限にとどめるよう努めます。〔出資法人〕		取組方針の検討	取組の実施			
③ 水源涵養機能や県土保全機能等の持続的発揮に配慮しつつ、契約変更の状況も加味した効果的な伐採を行います。〔出資法人〕		契約変更の状況も加味した効果的な伐採の実施				
④ 平成 27 年度から始まる伐採に係る事業量等を勘案し、県の支援のあり方（方向性）等について検討します。〔県〕		県の支援のあり方等の検討	検討結果に沿った支援の実施			
⑤ 森林の状況や路網の整備状況を精査の上、定期的に事業地の採算性判定を実施し、その結果を踏まえて分収造林契約の変更等や効果的な伐採に向けて取り組みます。〔出資法人〕		採算性判定の実施	判定結果を踏まえた取組の実施			

3 公益財団法人 滋賀食肉公社

出資法人の基本的な方針						
食肉センターにおける HACCP（高度な衛生管理）の運用により、消費者のニーズに対応した安全安心な畜産物の安定的な供給と県産食肉のブランド向上に努め、県内外からの集畜を進め、と畜頭数の増加を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 食肉センターでと畜業務を行う株式会社滋賀食肉市場と連携し、県内外からの集畜によると畜頭数の増等の収益増加策や、と畜日の見直し等による管理経費の削減に取り組みます。〔出資法人〕		経営改善策の実施				・ 単年度事業活動収支の黒字化の達成 平成 28 年度 ・ 県の支援のあり方等の決定 平成 27 年度
② 県の支援のあり方等について、外部専門家を交えた経営研究会を設置して検討します。〔県〕		研究会設置、県の支援のあり方等の検討	検討結果を踏まえた支援の実施			

4 株式会社 滋賀食肉市場

出資法人の基本的な方針	
食肉センターにおけるHACCP（高度な衛生管理）の運用により、消費者のニーズに対応した安全安心な畜産物の安定的な供給と県産食肉のブランド向上に努め、と畜頭数の増加を図ります。	
具体的な取組内容	(平成 26 年度) 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度 目標
① 食肉センターの施設管理運営を行う公益財団法人滋賀食肉公社と連携し、県内外からの集畜によると畜頭数の増等の収益増加策や、と畜日の見直し等による管理経費の削減に取り組みます。〔出資法人〕	
② 県の支援のあり方等について、外部専門家を交えた経営研究会を設置して検討します。併せて、短期貸付の改善について検討します。〔県〕	
	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度損益の黒字化の達成 平成 28 年度 ・県の支援のあり方等の決定 平成 27 年度

5 公益財団法人 滋賀県文化振興事業団

出資法人の基本的な方針	
長年の経験により培った幅広いノウハウを活かすとともに、文化事業や希望が丘文化公園の社会教育事業の専門的人材を活かした事業展開を行い、収益の増加を図ります。併せて、文化事業に取り組む県内のもう 1 つの出資法人である（公財）びわ湖ホールと、当法人の文化芸術部門との統合を含め、法人のあり方について方針を決定します。	
具体的な取組内容	(平成 26 年度) 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度 目標
① 希望が丘文化公園の来園者数の拡大により収益の増加を図ります。〔出資法人〕	
② 法人の文化芸術部門と（公財）びわ湖ホールとの統合を含め、法人のあり方について方針を決定します。〔出資法人〕	
③ 県の文化行政における出資法人のあり方、県の支援のあり方等について検討します。〔県〕	
	<ul style="list-style-type: none"> ・希望が丘文化公園の来園者数 平成 25 年度 834,120 人 → 平成 30 年度 930,000 人 ・出資法人のあり方についての方針の決定 平成 27 年度 ・県の文化行政における出資法人のあり方等の決定 平成 27 年度

6 滋賀県土地開発公社

出資法人の基本的な方針						
「滋賀県土地開発公社のあり方に関する方針」（平成26年3月策定）および第2期中期経営計画（計画期間：平成26年度～平成30年度）に基づき、新名神高速道路用地取得や滋賀竜王工業団地分譲など主要事業を継続するとともに、引き続き長期未利用地の活用の取組や県等からの測量、用地取得等のあっせん事業の受託を推進します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 新名神高速道路用地の取得、滋賀竜王工業団地の分譲に取り組み、併せて県等からのあっせん事業を積極的に受託し、健全経営を目指します。〔出資法人〕	【新名神】 地図訂正、用地測量・調査		用地交渉			<ul style="list-style-type: none"> ・新名神高速道路用地取得 平成25年度0% → 平成29年度80% ・滋賀竜王工業団地分譲 平成30年度までを目途に分譲
	【竜王】 造成工事		分譲地引渡し	残余地の活用方策の検討		
② 公社所有の長期未利用地について、県が活用方策を公社とともに検討し、早期に買い戻すことにより短期貸付の縮小を目指します。〔県〕			具体的利活用方策の検討 早期買戻しによる短期貸付けの縮小			<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の策定 平成30年度
④ 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕				次期中期経営計画の策定		

7 公益財団法人 淡海文化振興財団

出資法人の基本的な方針						
ファンドメニューの多様化、ファンドレイジングの強化により多様な資金調達に取り組み、自主財源の拡充に努めます。また、社会経済情勢の変化やニーズに対応した事業見直し（事業評価）に取り組み、多様な活動が効果的に展開できる経営を目指します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 民間寄付による基金である「未来ファンドおうみ」のメニューの多様化、賛助会員制度の導入等により、多様な資金調達に取り組みます。〔出資法人〕	中期経営計画の策定		賛助会員制度導入			<ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員数 平成26年度0人 → 平成30年度300人
			ファンドレイジングの強化			
② 「未来ファンドおうみ」の助成事業、おうみ未来塾のあり方の見直しのほか、人材育成や活動成果の公表等、各種の事業見直しに取り組みます。〔出資法人〕	中期経営計画の策定		活動成果のインターネットによる公表			<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業および未来塾のあり方見直し ・（仮称）滋賀県市民活動活性化研究会の設置、検討 平成27年度
			助成事業のあり方見直し	結果の反映		
			未来塾のあり方見直し	結果の反映		
③（仮称）滋賀県市民活動活性化研究会を設置して多様な主体との協働促進、中間支援組織等の育成・強化を図り、より効率的な事業実施体制を整備します。〔県〕			（仮称）滋賀県市民活動活性化研究会の設置	事業展開		
			マネジメント人材育成、事務力強化、相互交流の場の提供			

8 公益財団法人 びわ湖ホール

出資法人の基本的な方針						
我が国の舞台芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場を目指すとともに、県民の誰もが気軽に訪れることができる親しみやすい劇場を目指し、また、劇場等や演奏団体との相互連携、地域における実演芸術の振興、人材の養成・確保、学校教育との連携などに積極的に取り組むことで、利用者の拡大による自主財源の拡充を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 魅力的な事業を展開し、友の会会員の拡大を図ります。〔出資法人〕		企業訪問の強化・HPの刷新等				・特別会員口数 平成 25 年度 107 口 → 平成 30 年度 160 口以上
② 事業評価等を活用し、自主事業の入場率の拡大を図ります。〔出資法人〕		公演内容の充実、効果的情報発信				・自主事業の入場率 過去 10 年間での平均 79.0% → 毎年度 80 %以上
③ (公財) 滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門との統合(検討中)や他団体等との連携により、それぞれのノウハウやチャネルなどを活用し、効果的な運営を図ります。〔出資法人〕		舞台芸術振興に向けた幅広い連携の模索				・他団体等連携事業数 平成 25 年度 8 事業 → 毎年度 10 事業以上
		他団体等連携事業の推進				
④ 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施			・中期経営計画の策定 平成 27 年度
⑤ 県の文化行政における出資法人のあり方、県の支援のあり方等について検討します。〔県〕		文化行政における出資法人のあり方等の検討	検討結果を踏まえた対応			・県の文化行政における出資法人のあり方等の決定 平成 27 年度

9 公益財団法人 国際湖沼環境委員会 (ILEC)

出資法人の基本的な方針						
平成 26 年度策定の経営改善計画に基づき、環境教育出前講座や水・環境系学会等との連携事業など ILEC の知名度向上に向けた新規事業を実施するとともに、世界湖沼会議の収支改善を図るなど、財団の効率性や財務状況の改善に努めます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 施設運営管理費を縮減します。〔出資法人〕	経営改善計画の策定		支出の縮減			・運営管理費 毎年度 平成 19 年度から平成 23 年度までの平均より 200 万円以上の縮減
② 専門性を発揮して JICA や県が実施する海外技術協力事業等の受託に努めます。〔出資法人〕	経営改善計画の策定		受託収入の増加			・受託収入 毎年度 平成 19 年度から平成 23 年度までの平均より 100 万円以上の増収
③ 次期中期経営改革方針を策定し、目標を定めて事業を実施します。〔出資法人〕			次期中期経営改革方針の策定	取組の実施		

10 公益財団法人 滋賀県緑化推進会

出資法人の基本的な方針						
<p>現在、出資以外には県からの財政的・人的支援を受けることなく運営しています。引き続き、次の方針に基づき運営します。</p> <p>①自主・自立性のある経営を維持・継続する。 ②県民等の意向を尊重しつつ、県行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施および個別事業の見直しを行う。 ③公益財団法人として透明性の高い経営を推進する。</p>						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① インターネットを活用した募金、緑の少年団等との協働による募金など、積極的な普及・啓発活動により県民、企業、団体等の緑化意識を高め、緑の募金の額を拡大します。[出資法人]		普及・啓発活動等による緑化意識の向上				<ul style="list-style-type: none"> 緑の募金額 平成 25 年度 44,706 千円 → 毎年度 60,000 千円 中期経営計画の策定 平成 30 年度
② 次期中期経営計画を策定します。[出資法人]				次期中期経営計画の策定		

11 公益財団法人 糸賀一雄記念財団

出資法人の基本的な方針						
<p>財団の自主的・主体的な運営に向けた対応として、独自事業、賛助会員の拡大等による自主財源の確保、他団体との連携協力による事務局体制の強化などについて平成 27 年度に経営計画を策定し、平成 28 年度以降取り組みます。</p>						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の策定 平成 27 年度 賛助会員数 平成 30 年度において平成 26 年度より増加
② 若い人や福祉関係以外の人に対する発信力の強化、福祉現場や研究者などにとって魅力的な事業の展開など、表彰事業以外の独自の取組について検討を進め、賛助会員の拡大を図ります。[出資法人]		発信力の強化、魅力的な事業の展開				
		賛助会員の拡大				
③ 財団の周知について、SNS の活用等による効果的な情報発信を図ります。また、財団事業の企画・運営について他団体との連携協力体制を整え、効率的な事業展開を図ります。[出資法人]		他団体との協力体制の構築				
④ 県の呼びかけにより多くの団体・個人からの寄付を得て財団が設立された経緯を踏まえ、財団運営等に対する協力を広く関係者に働きかけるとともに、財団が進める検討や取組に積極的に参画・協力します。[県]		出資法人の行う検討等への積極的参加・協力				
		関係者への財団運営等に対する協力の働きかけ				

12 一般財団法人 滋賀県動物保護管理協会

出資法人の基本的な方針						
平成35年度に収容頭数を半減するとの県の目標を踏まえ、今後重要となる終生飼育や災害時のペット同行避難に係る飼養者等への啓発活動に重点をおいた事業を実施することを通じて、賛助会員を拡大するなどし、自主財源の確保を図ります。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の策定 平成27年度
② 普及啓発活動の拡大 終生飼養、災害時のペット同行避難に係る飼養者への啓発活動を強化し、賛助会員の拡大を図ります。[出資法人]			賛助会員の募集			<ul style="list-style-type: none"> 賛助会員数 平成26年度 135 → 平成30年度 180
		方針の決定	普及啓発活動の実施			<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動 平成25年度 29回（災害時ペット同行避難に係る啓発0件） → 平成28年度以降 毎年度延べ80回実施

13 公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

出資法人の基本的な方針						
自主衛生管理に係る啓発事業、金融および経営に通じた職員による経営相談、生活衛生同業組合に対するセンターの専門性を発揮した指導助言等を重点的に行うことを通じて、関係者等からの出資による経済的基盤の強化を図ります。併せて、自主財源の確保策の検討を行います。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の策定 平成27年度
② 事業者における自主衛生管理を推進するとともに、経営健全化等に係る支援業務を強化し、新規開設者のためのマニュアルの作成や相談・指導業務の充実を図ることを通じて、関係者等による出資の拡大に取り組みます。併せて、自主財源の確保のため、自主事業の拡大について検討します。[出資法人]			出資の拡大のための働きかけ			<ul style="list-style-type: none"> 県以外の者からの出資の比率 平成26年度 60% → 平成30年度 70%
	理美容、食品事業者のマニュアル作成	クリーニング業のマニュアル作成	旅館業のマニュアル作成	相談・指導業務の充実		

14 公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

出資法人の基本的な方針						
平成 26 年度末に策定する「第三期中期経営計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）に基づき、外部資金等の獲得その他の効率的な運用を推進します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 国等の外部資金や補助金、助成金等の積極的な獲得に努め財務基盤の安定を図るとともに、中小企業等の支援に活用します。〔出資法人〕			支援、申請			<ul style="list-style-type: none"> 研究開発プロジェクト申請件数 平成 26 年度 6 件 → 平成 27 年度から平成 30 年度までに 28 件
② 第三期中期経営計画での目標の達成〔出資法人〕	第三期中期経営計画の策定		中期経営計画に基づく取組の実施			

15 公益財団法人 滋賀県陶芸の森

出資法人の基本的な方針						
陶芸の森の施設が持つ機能と、これまで培ったノウハウやネットワークを十分活用し、陶芸の森から信楽のまちなかへの人の誘導、世界に向けた情報の発信、次世代の陶芸ファンの育成等を通じて、利用者の拡大等による自主財源等の拡充や事業の効果的な実施を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 各種イベント誘致、展覧会の開催、子どもたちの作陶体験事業、アーティスト・イン・レジデンス事業での国際的ネットワークの構築、適切な公園の維持管理等を実施し、利用者の拡大を図ります。〔出資法人〕			講座やイベントの開催等			<ul style="list-style-type: none"> 来園者数 平成 25 年度 338,391 人 → 平成 30 年度 35 万人/年 中期経営計画の策定 平成 27 年度
② 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営計画に基づく取組の実施			

16 公益社団法人 びわこビジターズビューロー

出資法人の基本的な方針						
滋賀県における「観光交流」の振興を担う中核的組織として、「観光交流を通じて活力ある地域社会の実現を目指す」という基本方針に沿った取組を展開することを通じて、自主財源の拡充と事業の効率的な実施を図るとともに、公益社団法人として透明性の高い経営を推進します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 会費の見直し、広告収入の確保、事業負担金の拡大を図り、自主財源の拡充に取り組みます。〔出資法人〕		会費の見直し、広告募集、事業負担金の拡大				<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトの広告収入 平成 30 年度において平成 25 年度より 50%増 ・会員数 平成 30 年度において平成 25 年度より 5%増
② 平成 27 年度を始期とする中期経営計画に基づき、引き続き民間の意見を取り入れ、経営感覚を活かした運営を行います。〔出資法人〕	中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施 会員同士の連携の強化等				
③ 社団法人として自立的な運営を促すため、観光事業者の自主的、積極的な参画を考慮した効率的な事業展開を支援します。〔県〕		魅力ある事業展開の提案と支援				

17 公益財団法人 滋賀県国際協会

出資法人の基本的な方針						
自主財源の拡充に努めるとともに、事業の見直しや他団体と連携した事業の実施等により、経費節減および効果的な事業の実施を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・他の助成団体との連携による事業の実施 平成 27 年度から開始
② 民間団体活動促進事業について、自主財源での団体助成に代えて、他の助成団体と連携した効率的な事業を実施するよう見直します。〔出資法人〕		事業の見直し				
③ 他団体との連携や県民ボランティアの参画等を考慮した効果的、効率的な事業展開を支援します。〔県〕		事業の提案、支援の実施				

18 パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社

出資法人の基本的な方針						
設立以来、出資以外には県からの財政的・人的支援を受けることなく運営しており、障害者雇用実績も拡大していることから、引き続き健全な経営状況を維持しながら、重度障害者の雇用を行います。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 出資法人における重度障害者の多数雇用を維持します。[出資法人]		重度障害者の雇用				<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用者数（かつこ内は重度障害者） 平成 26 年度 31 人(21 人) → 平成 30 年度 33 人(22 人)
② 重度障害者雇用モデル事業所として、工場見学や実習を受け入れるとともに、県および関係機関の行う雇用促進のための啓発事業に積極的に協力します。[出資法人]		実習や見学の受入れ、講演等の啓発活動の継続				

19 公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金

出資法人の基本的な方針						
次代を担う優れた農林漁業の人材の確保育成と農用地の利用の効率化および高度化等を推進する活動を、県や関係機関等と連携しつつ、より効果的、効率的に実施します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・ 参加者負担金等の導入 平成 27 年度 ・ 農地中間管理事業に係る、関係機関と連携した効果的、効率的な事業の実施 平成 27 年度から開始
② 参加者負担金等を導入し、自主財源を拡充します。[出資法人]		参加者負担金等の導入				
③ 就農者等の育成・確保に係る事業について、より効果的な実施に向けて見直しを行います。[出資法人]		事業の見直し	見直し結果の反映			
④ 農地中間管理事業について、関係機関等との協議を進め、効果的、効率的な業務を実施します。[出資法人]		関係機関と連携した事業の実施				

20 一般社団法人 滋賀県畜産振興協会

出資法人の基本的な方針						
関係機関および会員との連携を一層強化し、国の補助委託事業を活用して各種施策を推進する観点から、運用型基金の活用方や畜産農家に対する効果的・効率的な指導支援体制を検討します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 運用型基金の有効活用方策（補助金制度への変更等）を検討します。〔出資法人〕		有効活用方策の検討	→	有効活用方策の実施	→	・運用型基金の活用方策の決定 平成 28 年度
② 畜産農家に対する効果的・効率的な指導支援体制（既存事業の見直し、事務局受託畜産 5 団体への支援体制の見直し等）を検討します。〔出資法人〕		効果的・効率的な指導支援体制の検討	→	検討結果の反映	→	・畜産農家に対する指導支援体制の決定 平成 28 年度

21 公益財団法人 滋賀県水産振興協会

出資法人の基本的な方針						
県の栽培漁業基本計画に基づき、県および関係団体と連携を密にして、協会施設（琵琶湖栽培漁業センター等）を最大限に活用して稚魚の効果的かつ効率的な生産・放流を行います。また、湖辺の農業者の協力を得た資源添加と放流魚の再生産効果に主眼をおいた事業を推進して、効率的な水産資源の増大に取り組みます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定し、これに基づく取組を実施します。〔出資法人〕 ・ 種苗の効率的生産と余剰種苗の分譲により、自主財源を拡充します。 ・ 基幹事業であるニゴロブナおよびホンモロコいの増殖事業について、県と連携し、水田の活用促進により資源培養の効率化を図ります。 ・ 再生産効果の高い放流方法を検討し、効率的な再生産の増大を図ります。		中期経営計画の策定	→	中期経営計画に基づく取組の実施	→	・中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・分譲による収入 平成 30 年度において平成 26 年度より増加 ・資源増殖、再生産の効率化

22 公益財団法人 滋賀県建設技術センター

出資法人の基本的な方針						
<p>公共工事の品質確保等を目的とした法令が改正され(平成26年6月)、適正化指針(平成26年9月閣議決定)では、市町等への積極的な協力、支援や、発注関係事務を適正に実施できるよう外部機関の活用と言及されたところです。また、道路法改正等に伴う「橋梁等点検」が義務付けられ、市町からセンターへの支援要請があることから、センターの体制整備や職員の資質向上を図りつつ、市町への業務支援の充実を図り、引き続き自立性のある経営を維持します。</p>						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
<p>① 橋梁等点検業務や積算等、市町からの受託の拡大を図ります。〔出資法人〕 また、市町職員の研修受講者の意見を反映させ、研修の充実を図ります。</p>		<p>受講者アンケートの実施</p>	<p>市町支援業務の充実</p> <p>研修への反映、充実</p>			<ul style="list-style-type: none"> 橋梁等点検業務受託市町数 平成25年度 0市町 → 平成30年度 15市町 経常収益に占める市町からの積算等の受託収益の割合 平成25年度 14% → 平成30年度 50%以上
<p>② 橋梁点検結果の適正な管理に資する橋梁データベースシステムを構築し、市町との情報共有を図ります。〔出資法人〕</p>		<p>システムの構築</p>	<p>市町との情報共有</p>			<ul style="list-style-type: none"> 研修受講者に占める市町職員の割合 平成25年度 25% → 平成30年度 30%以上
<p>③ 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕</p>			<p>次期中期経営計画の策定</p>	<p>次期中期経営計画に基づく取組の実施</p>		<ul style="list-style-type: none"> システム利用市町数 平成25年度 0市町 → 平成30年度 15市町(橋梁点検受託市町のすべて) 中期経営計画の策定 平成28年度

23 滋賀県道路公社

出資法人の基本的な方針						
<p>琵琶湖大橋有料道路については、現許可における料金徴収期間は平成33年度までですが、財務状況のみで判断すると既に償還が可能な状況にあります。今後の建設有料事業の運営と維持管理について、「琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会」の「まとめ」を参考に県として方針を示すこととしており、当該方針を踏まえて対応します。</p>						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
<p>① 現在検討を進めている琵琶湖大橋有料道路のあり方の方針を踏まえて対応します。〔出資法人〕</p>	<p>琵琶湖大橋有料道路のあり方の方針決定</p>		<p>琵琶湖大橋有料道路のあり方の方針の内容を踏まえて対応</p>			

24 公益財団法人 滋賀県体育協会

出資法人の基本的な方針						
生涯スポーツの充実と競技力の総合的な向上を図るため、幼児から高齢者までの利用者が満足できる質の高い事業を実施するとともに、県と共に滋賀県競技力向上対策本部の中核として、本県の競技力向上を図ることを通じて、指定管理施設の利用者の拡大や賛助会員の拡大等により自主財源を拡充し、併せて経費縮減を進めます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営計画に基づく取組の実施			・ 中期経営計画の策定 平成 27 年度
② 指定管理施設での利用促進、賛助会員の拡大等により、自主財源を拡充します。〔出資法人〕		指定管理施設でのスポーツ振興事業等の拡大、見直し				・ 指定管理施設の利用者数 平成 25 年度 933 千人 → 平成 30 年度 938 千人
			賛助会員の募集			・ 賛助会員数 平成 25 年度 196 → 平成 30 年度 225
③ 安全、快適で県民から信頼される施設運営に努めるため、研修会、講習会を利用して職員の資質向上を図り、施設の利用者の拡大を図ります。〔出資法人〕			研修等への職員の積極的参加			・ 維持管理費 平成 30 年度において平成 26 年度より縮小
④ 業務の見直しや新電力への移行を行った事業所の検証を行い、さらにLED導入などを検討し、維持管理費の削減を目指します。〔出資法人〕		新電力への移行(1施設)・LED導入検討	委託業務の見直し、共通業務の一括管理の検討			
⑤ 滋賀県競技力向上対策本部の中核として、競技力向上推進計画に基づき事業を実施します。〔県・出資法人〕	競技力向上基本計画策定、対策本部設置	競技力向上対策本部の運営 競技力向上推進計画策定		選手の育成強化指導体制の充実、拠点の構築等		

25 公益財団法人 滋賀県文化財保護協会

出資法人の基本的な方針						
これまで培ってきた信頼や人材、ノウハウを活かして、公共事業等に伴う発掘・整理調査の受託による経営の安定や、指定管理施設の利用者の拡大により自主財源の拡充を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 安土城考古博物館の入館者数の減少傾向に歯止めをかけるべく、考古と城郭・信長に関する他館にはない魅力のある企画・展示等を実施します。〔出資法人〕			独自性のある企画・展示等の実施			・ 年間入館者数 平成 25 年度 44,343 人 → 平成 30 年度 5 万人
② 次期中期計画を策定します。〔出資法人〕				次期中期計画の策定	次期中期計画に基づく取組の実施	・ 中期計画の策定 平成 29 年度

26 公益財団法人 滋賀県暴力団追放推進センター

出資法人の基本的な方針						
平成 25 年 2 月に国家公安委員会から適格都道府県センターに認定され、暴力団組事務所の使用差止請求訴訟をセンターの主導で行う体制が整ったことから、今後とも警察との連携を密にし、暴力団組事務所撤去活動の積極的推進を通じて賛助会員を拡大することで、自主財源の拡充による経営の自立を目指します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定 →	中期経営計画に基づく取組の実施 →			<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・賛助会員数 平成 25 年度 249 社 → 平成 30 年度 300 社
② 事業所等における講習のニーズに対応し、警察と連携した講習の実施等を通じて賛助会員の拡大を図ります。[出資法人]			各種事業を通じた賛助会員の募集 →			

取組項目	経営方針 3	(2)	担当部課 (室)名	琵琶湖環境部 下水道課
	⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 (流域下水道事業)			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

下水道事業については、地方公営企業法上、任意適用とされていますが、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本としているため、本来は企業会計を導入することが望ましく、従来から総務省および国土交通省は法適化を推奨しています。

また、包括外部監査においては、2回にわたり、流域下水道事業に地方公営企業法の適用について指摘を受けています。

さらに、県内市町においては、平成 30 年度までに大半の市町が法適化を予定しているため、多額の市町負担金を県に納入する関係上、県と市町の双方が法適化することによって真に経営の透明化を確保する必要があります。

以上のことから、平成 26 年度は、適用にあたって必要となる経費、期間等にかかる情報の収集を行い、基本計画策定を行っているところです。

そうした中で、平成 26 年 8 月 29 日に総務省自治財政局から、将来の法適用義務化を見据えて「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が示され、法適化を強く推進する方向が打ち出されました。さらに、平成 27 年 1 月 27 日に同省から法適化経費を公営企業債の対象とすることが通知され、国の財政支援が強化されました。

これらを受けて、未適用の道府県はそれぞれ、法適化に向けた作業に着手しています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

琵琶湖流域下水道事業執行のより一層の透明性を図り、健全な経営を促進するため公営企業会計に移行します。移行にあたっては、琵琶湖流域下水道各処理区の経営計画期間との整合を図り、できるだけ早期に法適化します。また、法適化後の組織のあり方についても併せて検討します。

(2) 具体的な取組内容

新①固定資産調査および評価

資産を適正に減価償却できるよう実地調査を行い、これを評価します。

新②公営企業会計への移行準備

公営企業会計への移行準備として、条例・規則・規程等の策定、開始貸借対照表の作成、初年度予算編成ならびに打切り決算を行います。

新③システム構築

会計システムおよび資産管理システムを構築するとともに、固定資産データの登録を行います。

(3) 目標

- ・平成 31 年度当初の公営企業会計への移行

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基本計画策定	情報収集・計画				
①固定資産調査 および評価		工事取得財産の実地調査・整理、資産評価			
②公営企業会計 への移行準備			条例・規則・規定等作成、予算・決算		
③システム構築			システム仕様検討	会計・資産システム構築	

取組項目	経営方針 3	(2)	担当部課 (室)名	総務部 事業課
	⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 (公営競技事業)			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

びわこボートレース場は、昭和 27 年 7 月の開設以来、平成 26 年で 62 年が経過し、この間、約 935 億円を一般会計に繰り出しています。

売上金の推移は、平成 2 年度の約 518 億円をピークに平成 25 年度は約 286 億円となり、売上金の減少とともに繰出金が減少し、施設整備基金も枯渇しています。また、平成 44 年度まで続く新スタンド整備の起債償還が経営を厳しいものとしています。

売上の減少は、景気の低迷やファンの高齢化による来場者の減少などが主な原因です。このため、経費の削減、本場の来場促進、電話投票の拡大、専用場外発売場(BP 京都やわた)の開設などを実施してきました。

平成 26 年度は、経営を安定的に行い、県財政への貢献という公営競技の使命を果たし続けるため、平成 27 年度から 5 年間の中期経営計画を策定します。

年度	日数	売上金額(円)		入場者数(人)		一般会計への繰出金(円)		基金残高(円)
		売上金額	前年比	入場者数	前年比	繰出金	前年比	
H 1	156	48,520,381,900	121.5	748,759	105.8	3,200,000,000	106.7	8,696,088,924
H 2	156	51,827,153,200	106.8	702,845	93.9	4,700,000,000	146.9	10,026,232,924
H 3	156	51,426,209,500	99.2	729,733	103.8	4,400,000,000	93.6	12,020,732,484
H 4	156	46,473,863,600	90.4	710,672	97.4	3,820,000,000	86.8	13,386,108,484
H 5	156	40,667,031,800	87.5	673,062	94.7	3,000,000,000	78.5	13,155,148,539
H21	156	21,188,756,500	72.0	320,557	94.5	10,000,000	50.0	50,999,662
H22	146	24,009,888,600	113.3	282,226	88.0	0	0.0	1,182,268
H23	166	24,421,160,200	101.7	327,466	116.0	10,000,000	皆増	1,185,058
H24	168	23,256,714,300	95.2	302,225	92.3	50,000,000	500.0	1,189,156
H25	174	28,629,153,000	123.1	301,707	99.8	60,000,000	120.0	1,192,174

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

中期経営計画に基づき、①売上の向上、②効率的な開催運営、③施設整備基金への積立、④安全で快適な施設管理、⑤地方公営企業法の適用の 5 項目を重点プロジェクトとして推進し、経営を安定的に行うことにより一般会計への繰り出しを行い、県財政へ貢献するという公営競技の使命を果たします。

(2) 具体的な取組内容

①売上の向上

当场から望む景観の良さや、周辺の名所旧跡などの観光資源等を組み合わせたボート観戦ツアーなどにより来場促進を図りつつ、電話投票に軸足を置いた様々な施策を実施することにより売上を向上させ、収益の確保を図ります。

②効率的な開催運営

外向発売所の整備やコンパクトな発売体制の構築等により、効率的な開催運営を目指します。

③施設整備基金への積立

起債の償還や施設の修繕、不測の事態に備えるため、収益の一部を基金へ積み立てます。

④安全で快適な施設管理

施設や設備の維持管理については、緊急度や老朽度に応じて計画的に対応します。



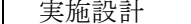
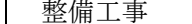



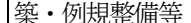
⑤地方公営企業法の適用

平成 30 年度からの地方公営企業法の適用に向けて、27 年度に基本方針の策定、28 年度に資産調査、29 年度に例規の整備等、業務を計画的に進めます。

(3) 目標

・平成 27 年度から 30 年度の 4 年間で 310,000 千円の一般会計繰出金を確保

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
中期経営計画の策定	計画策定 				
①売上の向上 (電話投票)		電話投票売上向上施策の実施 			
②効率的な開催 運営 (専用外向発売 所の整備)		実施設計 	整備工事 	開設	
③施設整備基金 への積立	積立	積立			積立
④安全で快適な 施設管理		計画的な施設管理の実施 			
⑤地方公営企業 法の適用		基本方針の決定 	資産調査 ・評価 	会計システム構 築・例規整備等 	適用

取組項目	経営方針 3 (2)	担当部課 (室)名	企業庁 総務課
	⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 (工業用水道事業・水道用水供給事業)		

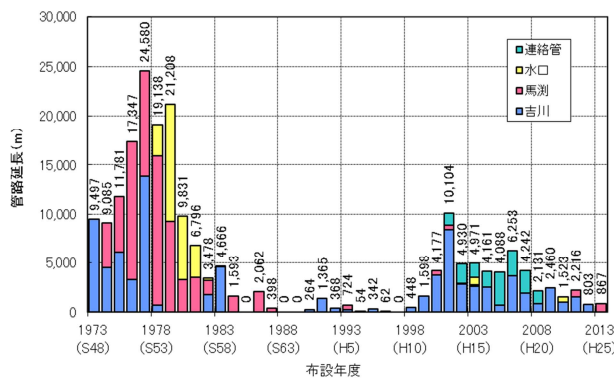
1. 現状、課題、これまでの取組状況

企業庁は、平成 23 年に水道用水供給事業の事業を統合し、4 浄水場の 24 時間運転管理を吉川浄水場に集中して実施するとともに、水道ビジョンと経営計画を策定し、組織のスリム化、動力費などの維持管理コストや支払利息の削減など、経営基盤の強化に取り組んでいます。

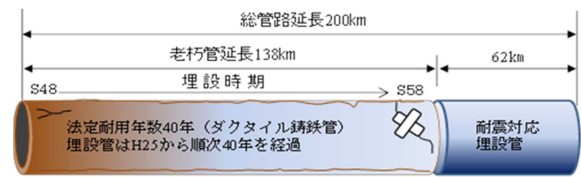
吉川浄水場に地震による液状化で甚大な被害が危惧されるほか、経済成長期に整備を行った水道施設の老朽化が進んでおり、水需要が減少する中、耐震対策や管路更新事業を着実に実施するために必要な財源を確保することが課題となっています。

現在、アセットマネジメントの手法により、財政収支計画等を踏まえた長期施設整備計画（以下「アセットマネジメント計画」という。）の策定を進めています。水道事業運営を持続可能とするためには、将来にわたって経営基盤の健全性を維持する必要があります。

■既設管路布設年度別表(水道用水供給事業)



■管路の耐震化



平成 25 年度 水道用水管路耐震化率 30.7%

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

アセットマネジメント計画に基づき、適正な財源の裏付けを有する効果的、計画的な投資を行うことで、水道施設全体のライフサイクルコストを低減し、将来にわたって施設・財政両面で健全性を維持します。信頼性の高い事業運営を持続し、より安全・安心な水道を次世代に継承します。

(2) 具体的な取組内容

①計画的な事業運営と進行管理

「滋賀県企業庁水道ビジョン」を事業運営の指針とし、実施計画である経営計画(H23～H27)に基づいて事業を推進します。また、長期施設整備計画と整合する次期経営計画(H28～H32)を策定し、具体的な到達点や定量的な目標を設定します。

期中および期末に、課題の整理、分析・評価、対応策を検討、必要な見直しを行い、PDCAサイクルによる目標管理を徹底します。

②適切な維持管理と効果的な施設整備の推進

(ア)適切な維持管理の推進

設備保全システムと管路管理システム等を活用し、点検・整備等の維持管理を適切に実施し、長寿命化を図ることで、トータルコストを削減し、併せて危機管理体制を強化します。

(イ)効率的・効果的な施設整備の推進

重要度、優先度、投資の平準化を踏まえた長期施設整備計画に基づき、耐震対策や管路更新事業を着実に実施するため、液状化が危惧される吉川浄水場は水道用水浄水施設の半系統の新設に着手します。水道サービスの持続に不可欠な整備を行うことで、水質管理の強化も実現し、安全・安心な水道を次の世代に引き継ぎます。

③経営基盤の強化

省エネ計画に基づくエネルギー削減の取組や、委託業務の拡充、また企業債充当率の見直しなど、経費削減、一層の合理化に努め、経営基盤の強化を図ります。

給水量の減少が避けられない中、将来において事業収入の実情に即した料金体系の適正化を図る方策を検討します。検討にあたっては、受水市町、受水企業と十分な意見交換を行うなど、関係機関と調整を図りながら進めます。

(3) 目標

- ・アセットマネジメント計画の策定 平成 27 年度
- ・耐震対策事業の実施
平成 29 年度 吉川浄水場新設(耐震)工事着工 (平成 32 年度完了)
- ・水道用水管路耐震化率
平成 26 年度 31.3% → 平成 30 年度 35.0%

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール


取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①計画的な事業運営と進行管理	計画的な事業の実施と評価・見直し	P D C A サイクルによる目標管理			
		アセットマネジメント計画策定 次期経営計画策定	↑		
②(ア)適切な維持管理の推進	システムの活用による維持管理	計画的な予防保全工事 (→長寿命化)			
②(イ)効率的・効果的な施設整備の推進	アセットマネジメント計画検討	アセットマネジメント計画策定	計画的な耐震対策・管路更新事業の実施		
③経営基盤の強化	経費削減、合理化等の取組				
	(水道用水供給事業)平成 28 年料金改定協議	受水市町との協議	料金体系の適正化の検討	受水市町・企業との調整	

取組項目	経営方針 3	(2)	担当部課 (室)名	病院事業庁 経営管理課
	⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 (病院事業)			
1. 現状、課題、これまでの取組状況				
<p>滋賀県病院事業は、平成 18 年 4 月に地方公営企業法を全部適用するとともに、中期計画を策定し病院改革に取り組んでいます。</p> <p>現在は第 3 次中期計画に基づき、高度医療・全県型医療等の推進および経営基盤の強化に取り組んでいるところであり、平成 26 年度には、成人病センターの新病棟の建設に着手し、また平成 24 年度および平成 25 年度決算において、経常収支の黒字化を達成しました。</p> <p>しかしながら、経営環境は依然として厳しく、今後、国においては医療制度改革も進められます。このような状況のもと、国の動向に適切に対応し、高度専門医療や全県型医療等の推進など県立病院としての役割を果たすとともに、中長期的な経営基盤の確立を図る必要があります。</p>				
2. 計画期間中における取組				
(1) 基本的な考え方				
<p>病院機能の強化により高度医療・全県型医療等を推進するとともに、経営基盤の強化を図ります。</p> <p>国の医療制度改革等の動向に適切に対処するとともに、2025 年問題に対する取組を強化するため、県立病院の機能のあり方および地方独立行政法人化を含め運営形態の見直しについて検討します。</p>				
(2) 具体的な取組内容				
① 第 3 次中期計画に基づく取組の推進				
<p>平成 26 年度は 5 か年にわたる第 3 次中期計画の中間年にあたることから、県立病院を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、次に掲げる事項を採り入れて中期計画の見直しを行い、取組内容のさらなる強化、拡充を図り、以降、計画に基づく取組を確実に推進してきます。</p>				
(ア) 高度医療・全県型医療等を推進するための病院機能の強化				
<p>2025 年を見据え、県民の誰もが望ましい健康を得られるよう、高度医療の提供および全県型医療等のさらなる展開に向けて病院機能の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院機能再構築とセンター改築事業の実施 ・全県型遠隔病理診断ネットワークの構築 ・聴覚・コミュニケーション医療センター構想の推進 ・小児保健医療センター将来構想の検討 等 				
(イ) 安定的な経営基盤の構築に向けた収支の改善				
<p>バランススコアカード(BSC)を活用して、医療の質を高めつつ経営改善に取り組み、安定的な経営基盤に立った自主・自律の病院経営を推進します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的なベッドコントロールと退院調整の円滑化による適時適切な入院の受け入れ ・新たな施設基準の取得、診療報酬の的確な請求 ・医薬品の共同購入や診療材料の費用の抑制、委託事業の見直し 等 				
新② 県立病院のあり方検討および第 4 次中期計画の策定・取組の推進				
<p>地方公営企業法の「全部適用+ (プラス) ※」の導入による効果・実績を分析し、国の医療制度改革や公立病院改革の動向・他の自治体における地方独立行政法人化の状況も踏まえ、県立病院に求められる役割を今後も果たすことができるように、県立病院のあり方について検討して、次期の県立病院中期計画に反映するとともに、計画に基づく取組を推進します。</p>				
<p>※「全部適用+ (プラス)」とは、地方独立行政法人制度の長所である中期目標・中期計画の策定による目標管理、外部評価制度の導入や積極的な情報公開を取り入れた滋賀県独自の全部適用方式</p>				

(3) 目標

- ・ 第3次県立病院中期計画目標の達成
- ・ 第4次県立病院中期計画の策定（平成28年度中）および計画目標の達成

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①第3次中期計画に基づく取組の推進	中間見直し	見直し後の第3次中期計画に基づく取組の推進			
②県立病院のあり方検討および第4次中期計画の策定・取組の推進		県立病院のあり方検討	第4次中期計画の策定	第4次中期計画に基づく取組の推進	